

火災・風水害・落雷のご請求方法並びにお支払いまでの流れについて

ー必要書類についてー

本会からの送付書類

- ① **火災・風水害状況調書兼共済金支払請求書**・・・ご本人にて必要箇所(蛍光マーカーの箇所)をご記入され、本部用と支部用をご返送ください。
- ② **火災共済振込口座指図書**・・・共済金の振込先を指定していただく様式です。日付は、罹災日(上)と記入日(下)をご記入ください。2枚複写になっておりますので、2枚ともご提出ください。

ご契約者様に揃えていただく書類など

- ① **罹災証明書**・・・消防署長又は消防長等関係官署の証明したもの。地域に不在の場合は団体長の証明したもの。但し、**落雷の場合は落雷損害証明書で代用可**。
- ② **罹災建物の配置図及び平面図**・・・ご本人にて発火点・罹災箇所を**赤色**で示してください。動産の場合は、その動産があった箇所を示してください。
- ③ **罹災物件の復旧修理、購入等の見積書または領収証**・・・復旧修理依頼先業者や物品購入先等に、見積書の作成または領収証の発行をお願いしてください。残存物取り片づけ費用は別途お見積りください。
- ④ **罹災現場の写真**・・・写真は損害を認定する際に**非常に重要**です。ない場合はお支払できないケースもございます。建物については、**全景及び損害部分**、動産については、**損害品目ごと**に写真を提出してください。
- ⑤ **その他**・・・他保険(共済)にも加入されている場合(動産・不動産問わず)は、**必ず他保険証書の写し**をご添付ください。当組合で、他保険との按分を確認させていただきます。

*ご注意...風水害特約は、免責額(建物50万未満・動産20万未満)が設定されています。

ーご請求からお支払いまでの流れー

退職者組合員様(請求書類一式) → 福岡県支部(書類に不備がなければ) → 本部請求(書類上に不備・疑義がなければ) → お支払い(ただし共済金額が1,000万円を超える場合は、通常請求より日数を要します)

*通常、請求書類一式に別段問題がなければ支部到着後3~4週間程度でお支払いする流れとなっております。予めご了承ください。

その他、ご不明な点がございましたら下記宛にご連絡ください。

福岡県町村会 総務課 (全国町村職員生活協同組合福岡県支部)
〒812-0044 福岡市博多区千代4-1-27 福岡県自治会館7階
電話：092-651-4285 F A X：092-651-4287